

# 今後の住民記録システム 標準仕様書の修正点（案）

令和4年6月10日

1. 住民記録システム標準仕様書修正内容
2. データ要件・連携要件標準仕様書策定に伴う修正内容
3. その他継続検討事項

# 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（1/11）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
1	<p>記載内容の削除及び基本方針引用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>目的等については、基本方針と重複した記載になっていることから基本方針を引用する形とする。</li></ul>	<p>第1章 本仕様書について 2. 目的</p> <p><del>-(1) 目指す姿</del> 本標準仕様書は、標準化法第5条第1項に基づく地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年〇月）を踏まえ、同法第6条第1項に規定する基準に基づき、作成するものである。（以下削除）</p> <p><del>-(2) 本仕様書の目的</del> （以下削除）</p>

# 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（2/11）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
2	<p><b>住基カードの経過措置について明示</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経過措置として令和7年12月までは住基カードにも対応すべきであることを記載する。</li> <li>住基カードについては実装すべき機能等から削除する。</li> </ul>	<p><b>第1章 4. 本仕様書の内容（2）標準準拠の基準</b></p> <p>（前略）また、住民基本台帳カードに関連する機能については、本仕様書においては実装すべき機能として規定していない。ただし、住民基本台帳カード自体は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定に基づき、最長、令和7年12月までなお従前の例によるものとして取り扱われることから、それまでの間に本仕様書で規定された機能に準拠したシステムを構築した場合には、個人番号カードの機能について、住民基本台帳カードを個人番号カードとみなして適用することが想定されているものについて、令和7年12月までは経過措置として住民基本台帳カードも含めて対応できるようにする必要がある。</p> <p>（対象項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1.1.1 <u>日本人住民データの管理</u></li> <li>・1.1.2 <u>外国人住民データの管理</u></li> <li>・4.1.1.3 <u>特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）</u></li> <li>・4.1.3.0.4 <u>特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）</u></li> <li>・7.1.1.3 <u>カード管理状況</u></li> <li>・11.1 <u>エラー・アラート項目</u></li> </ul> <p><b>1.1.1 日本人住民データの管理</b></p> <p><b>1.1.2 外国人住民データの管理</b></p> <p>【住民票のその他の項目】</p> <p>（前略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード及び住基カードの発行状況</li> </ul> <p>（後略）</p> <p><b>4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）</b></p> <p>【実装しない機能】</p> <p>（前略）通常の転出処理を行っている際に、対象者のうち個人番号カード又は住基カード保有者が存在する場合、「特例転入を利用した転出」への切替えが可能であること。</p>

# 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容 (3/11)

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容								
2	<p><b>住基カードの経過措置について明示</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経過措置として令和7年12月までは住基カードにも対応すべきであることを記載する。</li> <li>住基カードについては実装すべき機能等から削除する。</li> </ul>	<p><b>7.1.1.3 カード管理状況</b></p> <p><del>住基カード及び</del>個人番号カードの発行状況についてCS連携できること。また、<del>住基カード及び</del>個人番号カードを所有しているかどうかを確認できること。(中略) 券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、<del>住基カード</del>、在留カード、特別永住者証明書とする。(後略)</p> <p><b>11.1 エラー・アラート項目</b></p> <table border="1"> <tr> <td>40</td> <td>個人番号カード<del>→住基カード</del>保有者が特例転入を利用した転出でない転出をする場合</td> <td>特例転入を利用した転出ではありませんので、住基ネット転出証明データは作成されません。更新処理後に転出証明書を発行してください。</td> <td>4.1.3.0.4</td> </tr> <tr> <td>41</td> <td>住民記録システム上、個人番号カード<del>及び住基カード</del>の<del>が未</del>交付を受け<del>ていない</del>となっている住民について、特例転入を利用した転出を行う場合</td> <td>システム上、対象者は個人番号カード<del>→住基カード</del>の交付が確認できないため、特例転入を利用した転出を行えません。対象者は個人番号カード<del>→住基カード</del>を持っていますか。</td> <td>4.1.3.0.4</td> </tr> </table> <p><b>20.0.1 様式・帳票全般</b></p> <p>【実装しない機能】</p> <p>(前略) 以下を含め、「実装すべき機能」又は「実装してもしなくても良い機能」に示す以外の様式・帳票について、出力できること。</p> <p>(中略)</p> <p><del>→住民基本台帳カード交付照会書</del></p>	40	個人番号カード <del>→住基カード</del> 保有者が特例転入を利用した転出でない転出をする場合	特例転入を利用した転出ではありませんので、住基ネット転出証明データは作成されません。更新処理後に転出証明書を発行してください。	4.1.3.0.4	41	住民記録システム上、個人番号カード <del>及び住基カード</del> の <del>が未</del> 交付を受け <del>ていない</del> となっている住民について、特例転入を利用した転出を行う場合	システム上、対象者は個人番号カード <del>→住基カード</del> の交付が確認できないため、特例転入を利用した転出を行えません。対象者は個人番号カード <del>→住基カード</del> を持っていますか。	4.1.3.0.4
40	個人番号カード <del>→住基カード</del> 保有者が特例転入を利用した転出でない転出をする場合	特例転入を利用した転出ではありませんので、住基ネット転出証明データは作成されません。更新処理後に転出証明書を発行してください。	4.1.3.0.4							
41	住民記録システム上、個人番号カード <del>及び住基カード</del> の <del>が未</del> 交付を受け <del>ていない</del> となっている住民について、特例転入を利用した転出を行う場合	システム上、対象者は個人番号カード <del>→住基カード</del> の交付が確認できないため、特例転入を利用した転出を行えません。対象者は個人番号カード <del>→住基カード</del> を持っていますか。	4.1.3.0.4							

# 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（4/11）

凡例  
 青字下線：追加  
 赤字取消線：削除

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
3	<p><b>世帯主の氏名のフリガナの追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>世帯主の氏名のフリガナについて他システムへの連携を見越して住民データとして管理できる旨を明記する。</li> <li>世帯主の氏名のフリガナ確認フラグについては、「氏名のフリガナ確認フラグ」で管理できるため、別途設けない旨を明記する。</li> </ul>	<p><b>1.1.1 日本人住民データの管理</b>  <b>1.1.2 外国人住民データの管理</b>                  【住民票のその他の項目】                  （前略）                  ・<u>世帯主の氏名のフリガナ</u>                  （後略）</p> <p><b>1.1.18 フリガナ</b>                  【実装すべき機能】                  氏名、旧氏、<del>及び</del>通称<u>及び世帯主の氏名</u>については、フリガナ及びフリガナ確認フラグ（本人への確認の有無を示すフラグ）を管理すること。                  また、<u>世帯主の氏名のフリガナ</u>については、「氏名のフリガナ確認フラグ」（1.1.1.参照）で管理すること。                  （後略）</p> <p><b>【考え方・理由】</b>                  （前略）                  また、<u>世帯主の氏名のフリガナの確認フラグ</u>については、1.1.1（日本人住民データの管理）及び1.1.2.（外国人住民データの管理）の「氏名の確認フラグ」にて管理可能であるため、別途確認有無を示すフラグは設けない。                  （後略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※世帯主の氏名のフリガナについては、必要性等を改めて検討したうえで、仕様書より削除する可能性があります。</p> </div>
4	<p><b>旧氏及びフリガナの追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧氏及びフリガナについて氏名や通称等と同等に扱われるべきものであるため、支援措置対象者管理データとして管理できる旨を明記する。</li> </ul>	<p><b>1.1.16 支援措置対象者管理</b>                  ○支援措置対象者に関する項目                  ①現住所地市区町村の場合                  ・氏名及びフリガナ                  ・通称及びフリガナ                  ・<u>旧氏及びフリガナ</u>                  （後略）</p> <p>※以下、前住所地市区町村等の場合や併せて支援措置を求める者に関する項目においても追加</p>

# 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（5/11）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
5	<p><b>旧氏・通称の履歴照会の取り扱いを明示</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧氏の記載及び削除に関する事項について住民票の記載事項とはされておらず、市町村間での引き継ぎもされていないことから、「旧氏履歴」は異動履歴とは別で管理しないこととする。</li> <li>「通称履歴」は令30条の15第2号及び令30条の17にて規定される通称の記載及び削除に関する事項であることを明示する。</li> </ul>	<p><b>2.2.1 異動履歴照会</b>  <b>【実装すべき機能】</b>        個人や世帯を特定した後に、1.2.1（異動履歴の管理）に規定する住民の異動履歴並びに及び通称の記載及び削除に関する事項旧氏・通称履歴を照会できること。（後略）</p> <p><b>【考え方・理由】</b>        （前略）        また、令30条の17において、外国人住民については、通称の記載及び削除に関する事項が住民票の記載事項として定められており、婚姻等の身分行為による通称変更の申出等があった際に、これまでの通称の異動履歴を参照することが想定されるため、別途規定した。</p>
6	<p><b>転入通知についてCSからの受信がない場合を具体的に記載</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>CSからの受信がない場合の具体的な状況について記載する。</li> </ul>	<p><b>4.1.3.1.3 CSからの受信がない場合の転入通知の受理</b>  <b>【実装すべき機能】</b>        （前略）        電気通信回線の故障その他の事由によりCSからの転入通知情報が無い場合も、紙媒体や記録媒体等の情報を基に4.1.3.1.1（転入通知の受理）の処理が行えること。</p> <p><b>【考え方・理由】</b>        法第9条第3項及び規則第2条第2項にて、電気通信回線の故障その他の事由により電気通信回線を通じた送信ができない場合にあっては、電子計算機回線を用いず転入通知情報を送信することが許容されており、災害等の事由によりCSからの転入通知情報が無い場合も、転入通知の受理の処理を行う必要がある。</p>

# 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（6/11）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
7	<p><b>戸籍附票システム仕様書との平仄合わせ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戸籍の附票記載事由、世帯主の氏名等については戸籍附票システムにおいて不要であるとの分科会・検討会等ご意見を踏まえ、住民記録システムにおける記載も削除する。</li> </ul>	<p><b>4.2.3.1 修正</b>  <b>【実装してもしなくても良い機能】</b>                  住所修正、方書修正、住居表示など必要に応じ、戸籍附票記載事項通知の詳細事項欄に設定できること。</p> <p><b>【考え方・理由】</b>                  （前略）住所修正、方書修正、住居表示など必要に応じ、戸籍附票記載事項通知の詳細事項欄に設定できる機能については、法令上求められているものではないが、事務処理要領第3-1-1-(2)一キにおいて、「<b>法第17条に規定する記載事項のほか、戸籍の附票記載事由、世帯主の氏名等を同一の用紙に記入することは差し支えない。</b>」とされ、戸籍附票に住居表示実施等の事由を記載している市区町村が存在することから実装してもしなくても良い機能とする。</p>
8	<p><b>市町村通知・市町村伝達の送信の追記</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要な市町村通知や市町村伝達について、記載を明示する。</li> </ul>	<p><b>4.5.7 市町村通知・市町村伝達の送信</b>  <b>【実装すべき機能】</b>                  （前略）そのほか、以下について実行できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>転出予定者の<b>は</b>転出予定日<b>になったら</b>市町村通知を送信</li> <li>特別永住者証明書に関する市町村通知及び市町村伝達の送信</li> <li>送信した市町村通知及び市町村伝達の照会</li> <li>送信した市町村通知及び市町村伝達の出入国在留管理庁連携端末における処理結果<b>を</b>の取り込み<b>及び</b>エラー情報を含む処理結果の照会</li> <li>送信した市町村通知<b>及び</b>市町村伝達の再送信</li> </ul> <p><b>【考え方・理由】</b>                  （前略）外国人住民も住民基本台帳に記録され、<b>住民票の記載事項変更等による入管法の住居地届出の市町村通知及び入管法の住居地届出による</b>市町村通知及び市町村伝達を送信する必要がある。（後略）</p>



# 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（7/11）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
9	<b>発行番号の印字ルールの明示</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>より理解を促すための表現として、発行された庁舎名等とする。</li> </ul>	<b>5.5 発行番号</b> 【実装しない機能】 発行された <u>庁舎名等</u> 場所を証明書に印字することができること。
10	<b>証明発行サーバ、自治体基盤クラウドシステムの文言追記</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンビニ交付等における証明書発行について、証明発行サーバ、自治体基盤クラウドシステムの導入を踏まえた文言に修正する。</li> </ul>	<b>7.2.3 <del>5</del>個人番号カードによる証明書等の交付</b> 【実装すべき機能】 <u>証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム等を通じて、広域交付システムインタフェース仕様書等に基づき</u> <u>コンビニ等の</u> 端末における証明書交付に対応していること。当該端末における証明書交付履歴を管理できること。 公的個人認証サービスを用いた証明書等の電子申請に対応していること。  【考え方・理由】 コンビニ交付をはじめとする個人番号カードによる証明書等の交付に対応するため、 <u>証明発行サーバ、自治体基盤クラウドシステム（市区町村から連携された住民情報システムのデータをバックアップとして保管し、連携された住民情報を利用したサービスを提供する地方公共団体情報システム機構が運営するクラウドシステム）等から選択して導入できることとし、証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム等は、住民記録システムから連携されたデータに基づき、コンビニ等の端末へ、電子申請受付システムにデータ連携を行う機能又は住民記録システム側で</u> 広域交付システムインタフェース仕様書等に基づいた電文、証明書PDFを出力する機能を有することとする。また、 <u>コンビニ交付以外の</u> オンラインによる証明書等の申請に対応するため、公的個人認証サービスを用いた電子申請に対応できる機能を有することとする。なお、当該機能を有するシステムを別途、構築している場合には、当該システムと必要な情報を連携できる機能を有することとする。

# 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（8/11）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
11	<p><b>在留カード等情報の誤処理履歴削除機能を削除</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民記録システム全体の方針と合わせ、履歴は削除しないこととする。</li> </ul>	<p><b>8.2.2 申請受理処理</b>  <b>【実装すべき機能】</b>        （前略）<del>誤処理によって作成された在留カード（又は特別永住者証明書）情報履歴の削除ができること。</del>  <del>ただし、最新の履歴は削除できない仕様であること。</del></p>
12	<p><b>組織・職位・職権単位でのアクセス権限管理機能の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人単位でのアクセス権限設定ができれば十分であるという意見がある一方、システムでの操作権限等は、組織や職位に依拠することも考えられるため、組織・職位・職権単位でアクセス権限を設定できる機能を、実装しない機能から実装してもしなくても良い機能に変更する。</li> </ul>	<p><b>10.3 操作権限管理</b>  <b>【実装すべき機能】</b>        （前略）        アクセス権限の付与は、<del>組織単位</del>、利用者単位で設定できること。        （後略）</p> <p><b>【実装してもしなくても良い機能】</b>  <u>組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。</u></p> <p><b>【実装しない機能】</b>  <del>職位・職権単位でアクセス権限を設定できること。</del></p> <p><b>【考え方・理由】</b>        アクセス権限を利用者単位で設定できれば、職位・職権単位でも設定できるため、独自の機能として職位・職権単位で設定できる機能は<b>不要実装してもしなくても良い機能とした。</b></p>

# 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容 (9/11)

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 住民記録システム標準仕様書修正内容

#

### 修正ポイント及び住民記録システム標準仕様書修正内容

#### 20.1.1 住民票の写し

【標準様式・帳票 共通項目】

項番	共通項目	表示形式	
1	本人氏名型	(日本人) 氏+△+名+△ (フリガナ氏+△+フリガナ名) (外国人) 英字氏名+△+漢字氏名 (一部に仮名を使用するものを含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (日本人) フリガナ氏名は、フリガナ氏名に関する本人確認実施済みの場合に括弧を含め記載する</li> <li>・ (外国人) 漢字氏名 (一部に仮名を使用するものを含む。) は英字氏名と区別がつくように、間に全角スペースをいれること</li> </ul>
2	旧氏・通称型	旧氏+△+ (フリガナ旧氏) 通称+△+ (フリガナ通称)	フリガナ氏名は、フリガナ氏名に関する本人確認実施済みの場合に括弧を含め記載する
3	住所型	都道府県+市区郡町村名+町字+番地号+番地号枝番+△+方書	・ 方書は番地号枝番との区別がつくように間に全角スペースを入れること
4	日付型	(和暦) 元号9年9月9日 (西暦) 1999年9月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (和暦) 元年は「1年」とせず、「元年」とすること。</li> <li>・ (共通) 年月日は全角数字とし、1桁の場合前に空白を設けないこと</li> </ul>
5	宛名氏名型	氏名+△様	外国人の場合(英字)
6	宛名住所型	都道府県+市区郡町村名+町字+番地号+番地号枝番+△+方書+△+宛名補記	宛名補記は郵便物が確実に届くように補記する情報 例) ○○様方
7	自治体名型	都道府県名+市区町村名 →最大で11文字 例) 埼玉県さいたま市大宮区 例) 鹿児島県いちき串木野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定都市については県名を含めること ※標準仕様書「5.6 公印・職名の印字」の通り</li> <li>・ 郡がある場合は郡名を含まないこと 例) 和歌山県那智勝浦町 (最大で9文字) ※郡名を含めると和歌山県東牟婁郡那智勝浦町は13文字</li> </ul>

■ 修正ポイント

仕様書全体の記載と整合性を合わせるため、「カナ」という表現を「フリガナ」に統一する。

■ 修正ポイント

住所については、「基本データリスト」に合わせた記載に修正する。

13

# 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容 (10/11)

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容			
14	<p>諸元表におけるデータレイアウト、サンプルデータ等の誤植の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>転出証明書情報送信(838Y)の該当項目：項番8 あたらしい住所～項番21 対象となる人数という記載に合わせて、データレイアウトやサンプルの記載を修正</li> </ul>	<p><b>20.3.2 転出証明書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諸元表（抜粋）</li> </ul> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>■ 修正ポイント                  転出証明書情報送信の該当項目の記載に合わせ、データレイアウト、サンプルデータの例より、「転出地市町村コード」「年月日」「連番」を削除</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">43</td> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">QRコード共通</td> <td style="padding: 5px;"> <p>J-LIS既存住基改造仕様書インタフェース編の転出証明書情報通知レイアウトのうち、世帯共通部分をCSVにて出力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 転出証明書情報送信(838Y)の該当項目：                      項番8 あたらしい住所～項番21 対象となる人数</li> <li>○ データレイアウト：                      あたらしい住所市町村コード,あたらしい住所,いままでの住所市町村コード,いままでの住所,いままでの世帯主漢字,代表者役職名,代表者氏名漢字,転出届出年月日,転出予定年月日,対象となる人数</li> <li>○ サンプルをデータにした例：                      13103,東京都港区虎ノ門2-2-1,13101,東京都千代田区霞が関2-1-2,住民 太郎,△△長(職務代理者),○○ ○○字,20200701,20200702,2</li> </ul> </td> </tr> </table>	43	QRコード共通	<p>J-LIS既存住基改造仕様書インタフェース編の転出証明書情報通知レイアウトのうち、世帯共通部分をCSVにて出力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 転出証明書情報送信(838Y)の該当項目：                      項番8 あたらしい住所～項番21 対象となる人数</li> <li>○ データレイアウト：                      あたらしい住所市町村コード,あたらしい住所,いままでの住所市町村コード,いままでの住所,いままでの世帯主漢字,代表者役職名,代表者氏名漢字,転出届出年月日,転出予定年月日,対象となる人数</li> <li>○ サンプルをデータにした例：                      13103,東京都港区虎ノ門2-2-1,13101,東京都千代田区霞が関2-1-2,住民 太郎,△△長(職務代理者),○○ ○○字,20200701,20200702,2</li> </ul>
43	QRコード共通	<p>J-LIS既存住基改造仕様書インタフェース編の転出証明書情報通知レイアウトのうち、世帯共通部分をCSVにて出力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 転出証明書情報送信(838Y)の該当項目：                      項番8 あたらしい住所～項番21 対象となる人数</li> <li>○ データレイアウト：                      あたらしい住所市町村コード,あたらしい住所,いままでの住所市町村コード,いままでの住所,いままでの世帯主漢字,代表者役職名,代表者氏名漢字,転出届出年月日,転出予定年月日,対象となる人数</li> <li>○ サンプルをデータにした例：                      13103,東京都港区虎ノ門2-2-1,13101,東京都千代田区霞が関2-1-2,住民 太郎,△△長(職務代理者),○○ ○○字,20200701,20200702,2</li> </ul>			

# 1. 住民記録システム標準仕様書修正内容（11/11）

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

## 住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容														
15	<p><b>支援措置終了期間通知における、固定資産課税台帳に関する記載の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年3月31日付総務省通知により、支援対象者の他自治体における固定資産の保有情報を保持し、届出受領自治体は必要に応じて当該自治体に通知を行うとなったことから、当該通知においても、固定資産に関する記載を追加する。</li> </ul>	<p><b>20.5.1 支援措置期間終了通知</b></p> <p>○ 支援措置期間終了通知のレイアウト（抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">支援措置期間終了通知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 支援対象者              併せて支援実施中の者 )</p> <p>2 支援措置の期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日</p> <p>3 支援措置の範囲</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;"></td><td>住民票の写しの交付（現住所地）</td></tr> <tr><td></td><td>住民票の除票の写しの交付（前住所地）</td></tr> <tr><td></td><td>住民基本台帳の一部の写しの閲覧（現住所地）</td></tr> <tr><td></td><td>戸籍の附票の写しの交付（本籍地）</td></tr> <tr><td></td><td>戸籍の附票の除票の写しの交付（前本籍地）</td></tr> <tr style="border: 2px solid orange;"><td></td><td>固定資産課税台帳の閲覧（名寄帳の閲覧を含む。）</td></tr> <tr style="border: 2px solid orange;"><td></td><td>固定資産課税台帳記載事項の証明書の交付</td></tr> </table> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;"><b>追加</b></p>		住民票の写しの交付（現住所地）		住民票の除票の写しの交付（前住所地）		住民基本台帳の一部の写しの閲覧（現住所地）		戸籍の附票の写しの交付（本籍地）		戸籍の附票の除票の写しの交付（前本籍地）		固定資産課税台帳の閲覧（名寄帳の閲覧を含む。）		固定資産課税台帳記載事項の証明書の交付
	住民票の写しの交付（現住所地）															
	住民票の除票の写しの交付（前住所地）															
	住民基本台帳の一部の写しの閲覧（現住所地）															
	戸籍の附票の写しの交付（本籍地）															
	戸籍の附票の除票の写しの交付（前本籍地）															
	固定資産課税台帳の閲覧（名寄帳の閲覧を含む。）															
	固定資産課税台帳記載事項の証明書の交付															

## 2. データ要件・連携要件標準仕様書策定に伴う修正内容

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所	住民記録システム標準仕様書修正内容		
対象箇所	#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
2.2.1 基本データ リスト	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>各項目について、基本データリストに規定されている情報に従う旨を明記する。</li> </ul>	<p><b>1.1.1 日本人住民データの管理</b>  <b>【考え方・理由】</b>      (前略) <u>「データ要件・連携要件標準仕様書」に規定されているデータ要件の標準に基づき、住民種別及び住民状態については、中間標準レイアウト仕様（住民基本台帳）に基づき、それぞれ、</u> 住民種別については日本人住民・外国人住民を、住民状態については<u>住登者住民・転出者・死亡者・その他</u> <del>削除等</del> の区分を管理することとする。(1.1.2についても同様) (後略)</p> <p><b>1.1.5 除票</b>  <b>【考え方・理由】</b>      (前略) また、データの<u>レイアウト保存形式</u>については、<u>連携やデータ移行が円滑化し、庁内外のデータ連携がより容易となるとともに、地方公共団体が、性能・コスト等によりすぐれた標準準拠システムを提供する事業者</u>に、<u>自由に変更できる環境を実現するため、ベンダ移行の際に障害が発生しにくいよう、デジタル庁が規定する「データ要件・連携要件標準仕様書」既に除票に必要な項目の多くをカバーしている中間標準レイアウト仕様データ要件の標準に従うこととする</u>をベースとしたレイアウトを採用すべきと考えられる。(後略)</p> <p><b>1.3.3 住所辞書管理</b>  <b>【実装すべき機能】</b>      (前略) 住所辞書については全国的に提供されるものを使用し、住所コード、<u>都道府県コード、市区町村コード及び国名コード</u>は「データ要件・連携要件標準仕様書」に規定されている「基本データリスト」に従うこと。<u>全国地方公共団体コードを使用した11桁の値とすること。構成は、都道府県（2桁）＋市区町村（3桁）＋大字（3桁）＋小字（3桁）とすること。なお、都道府県コードはJIS X 0401に、市区町村コードについてはJIS X 0402に準拠すること。大字、小字は規定しない。</u> (後略)</p>

## 2. データ要件・連携要件標準仕様書策定に伴う修正内容

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所		住民記録システム標準仕様書修正内容	
対象箇所	#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
2.2.1 基本データ リスト	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>• EUC機能についても基本データリストに従うことを明記する。</li> <li>• 中間標準レイアウト関連の内容は削除する。</li> </ul>	<p><b>10.1 EUC機能ほか</b>  <b>【実装すべき機能】</b>  <b>【データソース】</b>  <del>「中間標準レイアウト仕様（住民基本台帳）」の「データ項目一覧表」</del>「<u>データ要件・連携要件標準仕様書</u>」に規定されているデータ要件の標準に記載のあるデータ項目について、データソースとして参照できること。        各データ項目については、「<del>データ項目一覧表</del><u>基本データリスト</u>」における「データ項目名称」として参照できること。        また、各データ項目の「データ型」、「桁数」、「<del>外字使用（外字使用の有無）</del>」、「コード」の仕様については、「<u>データ項目一覧表基本データリスト</u>」の記載内容（各データ項目の仕様）に従うこと。  <del>「中間標準レイアウト仕様（住民基本台帳）」の「データ項目一覧表」に記載のないデータ項目であっても、1（管理項目）において管理し、又は2（検索・照会・操作）において検索・照会・操作できることとしている項目（例：個人番号カードの発行状況、証明書の交付履歴）については、データソースとして参照できること。</del>        これらのデータソースは、物理的なEUC専用のデータソース又は仮想的なデータソース等として提供すること。</p>
2.3 文字要件	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 文字の要件についてデータ要件・連携要件標準仕様書に準拠する旨記載する。</li> </ul>	<p><b>30.2 文字</b>  <b>【実装すべき機能】</b>  <u>文字要件については、「データ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずる。</u>        （※以下削除）</p>

## 2. データ要件・連携要件標準仕様書策定に伴う修正内容

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所	住民記録システム標準仕様書修正内容		
対象箇所	#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
3.2 機能別連携仕様	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>7.2において、他の標準準拠システムへの連携とその他システムへの連携として記載を分割する。</li> <li>データ要件・連携要件標準仕様書に従う旨を記載する。</li> <li>戸籍附票システム等への連携や、他標準準拠システムへの照会のうち実装しない機能については元の記載を残す。(それぞれ元7.2.4、7.2.2より移動)</li> </ul>	<p><b>7.2.1 地域情報プラットフォーム標準仕様</b><del>他の標準準拠基幹業務システム等へに基づく</del>連携【実装すべき機能】  <u>デジタル庁が規定する「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従うこと。</u>      (※以下削除)</p> <p><b>【実装しない機能】</b>  <del>戸籍附票システムに対して、管内本籍人の住所異動（転居等）時には、住所情報を戸籍附票システムに連携できること。</del>  <u>以下の項目について、住民記録システムから他の標準準拠システムの最新情報が照会できること。</u>      ・選挙人名簿における、投票権の有無、登録年月日、抹消年月日、投票区、事由等のその他の事項      ・国民健康保険の被保険者証の記号及び番号      ・後期高齢者医療の被保険者証の番号      ・介護保険の被保険者証の番号</p> <p><b>【考え方・理由】</b>  <del>「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の作業方針の見直しについて」(令和3年1月、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室)見直し方針に基づき、データ要件・連携要件の標準化については住民記録システムから他の標準準拠システムへの情報連携については、デジタル庁IT総合戦略室が策定するを中心に検討することとされ、今後、これらの要件に係る「データ要件・連携要件標準仕様書」の連携要件の標準に従うこととする。</del>  <u>が策定される予定である本仕様書についても、IT総合戦略室を中心としたこれらの要件に係る標準仕様の検討に合わせて、必要な見直しを行う。</u>  <u>「データ要件・連携要件標準仕様書」においては、連携要件の標準として、(a)機能別連携仕様、(b)独自施策システム等連携仕様、及び(c)連携技術仕様が定義されており、各標準準拠システムは規定された仕様に沿ってデータ連携要件を実装する必要がある。</u> (後略)</p>



## 2. データ要件・連携要件標準仕様書策定に伴う修正内容

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所	住民記録システム標準仕様書修正内容		
対象箇所	#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
3.3 独自施策システム等 連携仕様	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>7.2において、他の標準準拠システムへの連携とその他システムへの連携として記載を分割する。</li> <li>独自施策システムについてはデータ要件連携要件標準仕様書に従う旨を明記する。</li> <li>他標準準拠システム以外への照会のうち実施しない機能については元の記載を残す。 (元7.2.2より移動)</li> <li>重複する機能の項目については削除する。</li> </ul>	<p><b>7.2.2 独自施策システム等への連携</b></p> <p><b>【実装すべき機能】</b>  <u>標準準拠システム以外のシステム（独自施策システムや共用アプリケーション等）のうち、当該標準準拠システムを利用する地方公共団体が標準準拠システムとのデータ連携を認めるものとのデータ連携については、デジタル庁が規定する「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従うこと。</u></p> <p><b>【実装しない機能】</b>  <u>以下の項目について、住民記録システムから外部システムの最新情報が照会できること。</u>      ・米穀の配給の受給に関する情報</p> <p><b>【考え方・理由】</b>  <u>住民記録システムから標準準拠システム以外のシステムへの情報連携については、デジタル庁が策定する「データ要件・連携要件標準仕様書」の独自施策システム等連携仕様に従うこととする。</u>  <u>米穀の配給については、運用上管理されていないため標準仕様書には不要。</u></p> <p><del>7.2.2—他業務照会</del>  <del>7.2.3—宛名連携</del>  <del>7.2.4—戸籍附票システム連携</del></p>

## 2. データ要件・連携要件標準仕様書策定に伴う修正内容

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所	住民記録システム標準仕様書修正内容		
対象箇所	#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
第3章 連携要件 の標準につ いて	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ要件・連携要件標準仕様書において他システムへの連携におけるバッチ処理については明確に規定がなされたため、本項目にて規定するバッチ処理は住民記録システム内部に限る仕様とする。</li> </ul>	<p><b>9.1 <u>他システムとの連携を除くバッチ処理</u></b></p> <p><u>【考え方・理由】</u>          本項目におけるバッチ処理は住民記録システムにおける日次・月次データ処理等、他システムへの連携を伴わない処理を想定したものであり、他システムとの連携を伴う処理については「データ要件・連携要件標準仕様書」に従うこととする。          (後略)</p>

## 2. データ要件・連携要件標準仕様書策定に伴う修正内容

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所		住民記録システム標準仕様書修正内容	
対象箇所	#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
全般	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本データリストに従ってデータ提供ができること、またその際に文字の要件に準ずること等を明記する。</li> </ul>	<p><b>10.6 データ要件・連携要件標準仕様書に基づく中間標準レイアウト仕様での出力</b>  <b>【実装すべき機能】</b>  <u>「データ要件・連携要件標準仕様書」におけるデータ要件の標準「中間標準レイアウト仕様（住民基本台帳）」で定義された表形式（移行ファイル構成表、移行ファイル関連図、データ項目一覧表、コード構成表、コード一覧）</u>、を当該データ項目に対応する属性（データ型及び桁数）及び文字要件に従って、基本データリストに規定するグループを単位にして、任意のタイミングで出力するXML形式又はCSV形式（レイアウト仕様）に準拠したデータ抽出機能が提供されること。 <u>なお、その際には「データ要件・連携要件標準仕様書」にて規定されている文字要件に準ずること。</u> また、<u>データ要件の標準中間標準レイアウト仕様</u>以外で保有するデータがある場合は、同様に提供されること。        なお、システム契約期間の終了時には、その時点でのデータ要件の標準「<u>中間標準レイアウト仕様（住民基本台帳の最新バージョン）</u>」に従って定義された表形式任意、XML形式又はCSV形式でデータ提供ができること。</p> <p><b>【考え方・理由】</b>  <u>各標準準拠システムは、共通要件である「データ要件・連携要件標準仕様書」に従う必要があり、当該標準仕様書で示された「基本データリスト」に基づくデータを抽出できることが必要であることから、このことを踏まえた機能を備えることとした。</u>        （※以下削除）</p>

## 2. データ要件・連携要件標準仕様書策定に伴う修正内容

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所		住民記録システム標準仕様書修正内容	
対象箇所	#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
全般	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ要件・連携要件標準仕様書に従い任意でデータを出力できる旨を記載する。</li> <li>データ要件の基本データリストと除票用データベースについての差異について明記する。</li> </ul>	<p><b>30. 1データ構造</b>  <b>【実装すべき機能】</b>        住民記録システムにおいて管理するデータについて、<u>標準化したデータ構造（以下「標準データ構造」という。）</u>「データ要件・連携要件標準仕様書」に定めるデータを任意で出力できる<u>従った最新のデータを保持すること</u>。他システムとの連携時及びシステム更改時には、「データ要件・連携要件標準仕様書」<u>標準データ構造</u>に従って最新のデータを<u>提供送受信</u>することができること。        なお、<u>現行のデータ構造からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、標準データ構造と連携させた従来のデータ構造及びデータを保持・運用することをも許容する。</u></p> <p><u>データ構造の標準化のうち、除票用データベースについては、本仕様書で定めるとおり標準化されたデータ構造に従うものとする。</u>の具体的な内容については次のとおりとし、<u>また、その他の内容については別途、IT総合戦略室を中心に検討することとされている。</u></p> <p><b>【考え方・理由】</b>  <u>各標準準拠システムは、共通要件である「データ要件・連携要件標準仕様書」に従う必要があり、当該標準仕様書で示された「基本データリスト」に基づくデータを抽出できることが必要であることから、このことを踏まえた機能を備えることとした。</u>  <u>「データ要件・連携要件に関する標準仕様書」で定める「基本データリスト」については、標準準拠システム間の情報連携やシステム更改時にデータ移行の円滑化、拡張性の向上に資するべく、データのレイアウト（データ項目名、型、桁数等の属性を定義したもの）を定めている。</u>  <u>一方、除票用データベースは、デジタル手続法による改正後の法において、除票の保存年限が150年となったことから、その間にベンダ間でのデータ移行が発生しうること、除票データについてはベンダごとに大きな差異はないと考えられることを踏まえ、レイアウトのみならずデータベースの構造についても定義したものである。</u>  <u>データ構造の共通化は、システム改修に短期的には多大な負担を生じさせるが、中長期的な視野に立った場合、システム間のデータ連携やデータ移行の度に生ずる市区町村・ベンダの負担を解消させるとともに、今後、飛躍的・加速度的に進む新技術の導入の際に、よりシームレスに対応していくための基盤整備として必要なものである。</u></p>

### 3. その他継続検討事項

- 引越しOSS関連及び共通機能関連については引き続き検討を進めてまいります。

#### 継続検討事項に伴う仕様書関連箇所

継続検討事項		仕様書内関連箇所
引越しOSS関連	転出証明書情報の取り扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）</li> </ul>
	転入予約情報の取り扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）</li> </ul>
	転出・転入情報の符号の取り込みについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>10.9 マイナポータル等との接続</li> </ul>
共通機能関連	申請管理システムとの連携方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.1.1.3 特例転入（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）</li> <li>4.1.3.0.4 特例転入を利用した転出（転出・転入手続のワンストップ化に伴う改正）</li> <li>7.1.2.4 電子証明書のシリアル番号取得</li> <li>7.1.2.5 申請管理システム連携</li> <li>10.9 マイナポータル等との接続</li> </ul>
	団体内統合宛名機能の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>7.1.2.3 団体内統合宛名システムとの連携</li> </ul>
	庁内データ連携機能の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>7.2.1 他の標準準拠システムへの連携</li> <li>7.2.2 独自施策システム等への連携</li> </ul>
	職員認証機能の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>10.3 操作権限管理</li> </ul>
	EUC機能の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>10.1 EUC機能ほか</li> </ul>